

1才の誕生日



7月下旬に子どもが1才の誕生日を迎えました。順調に育っており、よちよち歩きをしています。最近、どうやらハイハイよりも楽に移動できるということに気づいたみたいです。

それぞれの祖父母（子どもからみて）にも別々に誕生日のお祝いをしてもらいましたが、子どもは自分が1才になったという自覚がないので、まわりの大人たちがはしゃいでいるだけになってしまいました。

1才になった自覚のない子どものために、誕生日当日は、写真スタジオで記念撮影をしてもらいましたので、子どもに物心がついたら、一緒に写真をみながら、当時のことをいっぱい話してあげたいと思います。

法廷でのやりとり

「法廷で発言をするときは、起立して発言をするように」と司法研修所時代に教えられました。イスに座ったまましゃべるのは裁判所に対して失礼にあたるというのが理由です。

私は、この教えを守っているのですが、他の弁護士をみていると、起立しないで発言する方もいますし、裁判所も特に気にしていないような気がします。

ですが、私は、これからも発言の際は起立するように心掛けていこうと思っています。

時事ネタ

北千住駅のパネル表示が北千住になっていたというニュースがありました（ぱっとみわかりませんが「千（せん）」が「干（ほす）」になっています）。

鉄道会社が北「千」住で発注したのに、業者が間違って北「干」住で作成してしまったとしたら業者に非があります。そうすると、業者は、業者側の費用負担で不備のないものを再度作成したり、補修したりしなければなりません。ただし、注文者が請負業者に対しいつまでも補修請求ができる」とすると、業者側はとても不安定な立場に立たされてしまいます。このような事態が起きた場合のことを契約書で決めていけばそれに従えばよいのですが、そうでない場合には、1年以内に補修請求等をしないとその権利を失ってしまいます（民法637条）。

今回の事件はパネルを付け替えたのが6月末から7月上旬ということであり1年経っていませんので、民法に従えば再発注費用は業者負担となりそうですが、当事者間の契約内容がどのようなものになっているのか気になるところです。

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒301-0032 茨城県龍ケ崎市佐貫 1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太郎

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成 23 年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設